

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年六月二十五日

文京区長

成

澤

廣



文京区条例第二十六号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区保健衛生事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表65の11の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。